

第 1 2 次北海道鳥獣保護管理事業計画の概要と進捗状況 (令和 3 年度)

1 計画策定の根拠

【鳥獣保護管理法】

第 3 条第 1 項 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を定めるものとする。

第 4 条第 1 項 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画を定めるものとする。

2 計画の概要及び進捗状況

第 1 計画期間

○平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年（令和 4 年）3 月 31 日まで

第 2 鳥獣保護区等に関する事項

○鳥獣保護区及び特別保護区の指定に係る方針

- ・鳥獣による被害状況や生息状況から指定区分に応じた資質等を適切に把握し、必要に応じて区域の見直しなどを行う。

○鳥獣保護区及び特別保護地区の指定等計画

区 分		既指定	(特保)	指定	更新	(特保)	拡大	縮小	満了	(特保)	計画終了時	(特保)
森林鳥獣 生息地	箇所	193	(78)		20	(4)			3	(2)	190	(76)
	面積	170,709	(6,880)		14,961	(245)			1,339	(160)	169,379	(6,719)
大規模 生息地	箇所	3	(1)								3	(1)
	面積	52,639	(45)								52,639	(45)
集団渡来地	箇所	20	(5)		5	(2)					20	(5)
	面積	27,341	(9,252)		6,577	(217)					27,341	(9,252)
集団繁殖地	箇所	4	(3)		1	(1)					4	(3)
	面積	1,237	(1,197)		94	(88)					1,238	(1,197)
希少鳥獣 生息地	箇所	2	(1)	1							3	(1)
	面積	5,426	(43)	234							5,660	(43)
生息地回廊	箇所	0	(0)								0	(0)
	面積	0	(0)								0	(0)
身近な鳥獣 生息地	箇所	75	(0)		20						75	(0)
	面積	5,115	(0)		1,685						5,145	(0)
計	箇所	297	(88)	1	46	(7)	0	0	3	(2)	295	(86)
	面積	262,467	(17,417)	234	23,317	(550)	0	0	1,339	(160)	261,402	(17,256)

●進捗状況

鳥獣保護区

年度	指定 変更理由	指定区分	名 称	計画 面積	指定 面積	差	指定期間	備 考
29	区域拡大 期間更新		1か所		236	236		計画では更新 計画では6箇所
			5か所	6,691	6,424	-267		
30	指定 区域拡大 期間更新 期間満了		1か所	234	0	-234		延期
			1か所	31	33	2		
			5か所	737	724	-13		
			1か所	(138)	0	0		
1	期間更新		8か所	7,994	7,987	-7		
2	指定 期間更新 期間満了		2か所		273	273		延期・計画外
			12か所	3,393	3,410	17		
			1か所	(310)	0	0		

3	期間更新	森林鳥獣生息地	戸切地 (北斗市)	695	695	0	R3.10.1～R23.9.30 (20年間)	面積精査中
			チミケツブ湖 (津別町)	1,415	1,426	11		
			北檜山 (せたな町)	507	507	0	R3.10.1～R13.9.30 (10年間)	
			貝取澗川 (せたな町)	339	339	0		
			上丸 (遠軽町)	615	615	0		
			トエトコ (湧別町)	374	374	0		
			牡蠣島 (北見市)	99	99			
		東明 (美唄市)	39	39	0	R3.10.1～R13.9.30 (10年間)		
		平取 (平取町)	54	54	0			
		赤心の森 (浦河町)	35	35	0			
		国見山 (音更町、芽室町)	66	66	0			
		宮の森 (陸別町)	90	90	0			
		東山 (浦幌町)	88	88	0			
	狩勝 (新得町)	44	44	0				
期間満了	森林鳥獣生息地	鉄山 (函館市)	891	0			計画面積は満了時の数値	
		期間更新	3,393	3,410	17			
		期間満了	(891)	0	0			
		計	3,393	3,410	17			
期間中の指定・変更箇所数 (計画)			50か所				期間満了を含む	
期間中の指定・変更面積 (計画)			23,551				期間満了を除く	

特別保護地区

年度	指定変更理由	指定区分	名称	計画面積	指定面積	差	指定期間	備考
1	再指定		2か所	131	131	0		
2	再指定		4か所	329	330	1		
	期間満了		1か所	(29)	0	0		
3	再指定	森林鳥獣生息地	北檜山 (せたな町)	90	90	0	R3.10.1～R13.9.30 (10年間)	
	期間満了	森林鳥獣生息地	鉄山 (函館市)	(124)	0	0		計画面積は満了時の数値
			再指定	90	90	0		
			期間満了	(124)	0	0		
			計	90	90	0		
期間中の指定・変更箇所数 (計画)			9か所				期間満了を含む	
期間中の指定・変更面積 (計画)			550				期間満了を除く	

○休猟区の指定

- ・狩猟鳥獣の生息数が著しく減少している場合に指定するものであり、本道ではエゾシカの捕獲を進めるため、計画期間内において指定しない。

第3 鳥獣の人工増殖等に関する事項

- 種の保存法に基づき国が行う保護増殖の取組について協力・連携
- 生物多様性保全のため、外来鳥獣の放鳥獣を行わないよう指導

第4 鳥獣の捕獲等の許可に関する事項

- 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵採取等に係る許可基準（許可・不許可の考え方）
- 目的別（学術研究、保護のため、管理のためなど）の許可基準（対象者、期間など）
- 被許可者への指導、市町村への権限移譲
- 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項（原則、エゾシカが対象）

第5 特定猟具使用禁止区域等に関する事項

- 特定猟具使用禁止区域指定計画

	既指定	指定	再指定	満了	計画終了時
箇所	80	1	49	1	80
面積	34,302	41	26,556	208	34,343

※満了の1箇所は再指定の箇所に統合

●進捗状況

年度	区分	名称	所在地	計画面積	指定面積	備考
29	新規 再指定	トムラウシニベツツ市街地	1か所	41	0	次年度に延期
		豊平川 など	8か所	481	480	
30	新規 再指定	新得町立富村牛小中学校市街地	1か所	(41)	31	前年度から繰り越し
		江別市朝日町 など	14か所	7,334	7,368	
1	再指定	北村、モエレ沼 など	13か所	1,665	1,598	
2	新規 再指定	晩翠遊水地 など	3か所		607	いずれも計画外
		花畔 など	3か所	703	703	
3	再指定	砂川	砂川市	71	71	
		野花南湖	芦別市	72	72	
		千歳湖	千歳市	63	63	
		室蘭	室蘭市	4,150	4,150	
		苫東	苫小牧市	8,019	8,019	
		豊郷ダム	日高町	2	2	
		楸法華	函館市	80	80	
		重内	知内町	49	49	
		鶴居幌呂	鶴居村	3,014	3,014	
		北斗	釧路市	16	16	
		落石	根室市	837	837	
期間満了	弁天沼	苫小牧市	(208)	0	苫東に統合	
		計	12か所	16,373	16,373	
期間中の指定箇所数（計画）				51箇所		期間満了を含む
期間中の指定面積（計画）				26,597		期間満了を除く

○猟区の設定状況

	所在地	面積	設定期間	設定者	当初設定
西興部村猟区	紋別郡 西興部村	30,585	平成26年9月15日～ 平成36年9月14日	NPO法人 西興部村猟区管理協会	H16.10.1
占冠村猟区	勇払郡 占冠村	56,057	平成26年9月15日～ 平成36年9月14日	占冠村	H26.9.15

○指定猟法禁止区域

- ・鉛ライフル弾、鉛散弾（粒径7mm以上）：全道一円
- ・鉛製散弾規制地域：3箇所

○指定猟法の使用許可の方針

- ・鉛弾の使用は希少猛禽類の鉛中毒防止目的からヒグマの捕獲を含めその使用を原則許可しない。

第6 第二種特定鳥獣管理計画に関する事項

対象鳥獣	計画策定の目的	対象区域
エゾシカ	人間活動とエゾシカとのあつれきを軽減するとともに、エゾシカと人間の共生及び生物多様性の保全とその持続可能な利用を図る。	全道一円
ヒグマ	ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びに地域個体群の存続を図る。	全道一円
ゴマフ アザラシ	アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るため、その適正な管理を推進する。	全道一円

※ 計画期間：いずれも平成29年4月1日～平成34年（令和4年）3月31日

第7 鳥獣の生息状況調査に関する事項

- 狩猟や許可等で捕獲された鳥獣に関する情報収集を実施
- 第二種特定鳥獣管理計画対象鳥獣の生息状況等の調査を実施

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- 鳥獣行政担当職員の配置及び育成
- 鳥獣保護管理員の配置及び育成
- 狩猟者の確保と育成
- 農林水産部局との連携

第9 その他鳥獣保護管理事業の実施に必要な事項

- 鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題（エゾシカ、ヒグマ、ゴマフアザラシ、アライグマ）
- 知床半島地域におけるエゾシカ対策等について、国及び関係機関と連携・協力し、適切な管理を図るための取組を推進
- えりも地域におけるゼニガタアザラシ対策について、国が行う取組への協力・連携
- 狩猟の適正化推進のため、必要に応じて地域の実情に応じた狩猟規制制度の適切な運用
- 傷病鳥獣について、必要な鳥獣に対して適切な治療の実施